

### 保険料控除証明書発行サービスについて

本サービスでは保険料控除証明書の電子データ(XMLファイル)をご取得いただけます。

#### ● 保険料控除証明書発行サービス トップページ

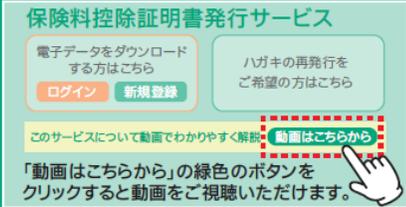
URL <https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/>



#### ● ご案内動画について

本サービスのご利用方法をご案内した動画をご用意しております。本サービストップページに掲載のボタンよりご視聴ください。

〈画面イメージ〉



### 保険料控除証明書の見方

この面を折り返すと、裏面のご説明事項と控除証明書をあわせてご覧いただくことができます。



#### お知らせ

ご契約内容に変更がございましたら、お手数ですが、あて先面記載のお問合わせ先にご連絡ください。

←ここからゆっくりとはがしてご確認ください。

※雨等により濡れている場合は、十分乾かしてからはがしてください。

郵便はがき

OPEN ↓

### ● 保険料控除証明書の電子データ取得方法のご案内

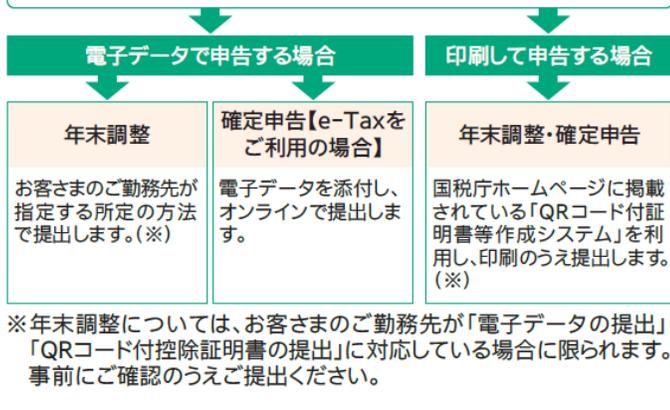
操作方法の詳細は裏面でご案内の「ご案内動画」にてご説明しております。あわせてご視聴ください。

- 1 保険料控除証明書発行サービスを初めてご利用いただく際には、「ユーザーID」の新規登録が必要です。ご登録時には保険料控除証明書または保険証券などの証券番号がわかる書類をお手元にご用意ください。
- 2 ご登録いただいたメールアドレスへ「ユーザーID」と「初期パスワード」をお送りいたします。ご確認のうえ、本サービスへログインしてください。
- 3 ログイン後、マイページから保険料控除証明書電子データのダウンロードを行ってください。

### ● 電子データ取得後のご利用イメージ

ご利用方法の詳細は国税庁のホームページをご確認ください。

「保険料控除証明書発行サービス」で電子データをダウンロードする



❗重要 ※この証明書は「生命保険料控除」の申告以外にはご利用できません。

## 令和4年分 生命保険料控除証明書

(新制度・介護医療保険料控除用)

ご契約者名	[ ] 様		
被保険者名	[ ] 様		
証券番号	[ ]		
適用制度	新制度・介護医療保険料控除	新旧区分	新
保険の種類	健康生活サポート保険		
保険期間	令和3年10月1日から	1年間	
控除対象保険料	4,170円		
備考	払込方法：月払 一回分保険料：	1,390円	

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。

令和4年9月1日

東京都新宿区西新宿1丁目26番1号

損害保険ジャパン株式会社

〈ご注意〉

- ・この証明書は、本年11月末現在のご契約内容で作成しています
- ・控除対象保険料欄には本年11月末時点でお申込みのご契約内容に基づき、本年1月1日から12月31日までの補償対象期間に対するお支払い（予定）保険料を表示しております。
- ※保険期間は1年です。また、本証明書の証明日以降に保険料に変更等がある場合は変更後の内容でご申告ください。
- ・分割払のご契約につきましては、本年1月1日から12月31日までの保険料を所定の払込期日にお支払いいただいたものとして控除対象保険料を算出しています。

料金後納  
郵便

003-0004

様



D6451 7TATNRK4X0000039#



保険料控除証明書のご案内

損害保険ジャパン株式会社

「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。左下よりゆっくりとはがしてご確認ください。

(差出人) 損害保険ジャパン株式会社  
(返送先) SOMPOホールディングス株式会社  
〒100-8692  
日本郵便株式会社銀座郵便局郵便私書箱第937号

<お問い合わせ先>

- 取扱代理店●  
メルヌレピトブース TEL: 111-222-3333
- お問い合わせ専用デスク● TEL: 0120-707-811
- ※開設期間: 10月11日~3月31日 平日9~17時  
休業: 土・日・祝日・12月31日~1月3日
- 当社営業店● (1096)  
札幌支店 札幌北支社 TEL: 222-333-4444



親展

重要

平素よりご愛顧いただき、誠にありがとうございます。  
「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。

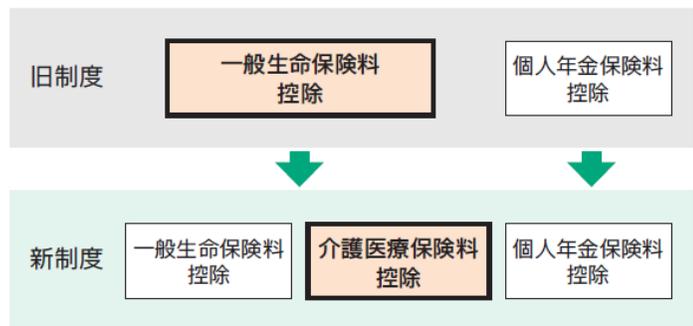
※本証明書をご使用の際は、必ず生命保険料控除の申告に際してのご注意>および証明書欄の<ご注意>をご確認ください。

生命保険料控除制度の概要

生命保険料控除制度は平成22年に改正が行われ、保険始期が平成23年12月31日以前のご契約と平成24年1月1日以降のご契約で適用される制度が異なります(このハガキの対象となっているご契約がどちらに該当するかは、右ページをご参照ください)。

なお、損害保険会社の取扱う商品は、旧制度では一般生命保険料控除、新制度では介護医療保険料控除に該当します。

☐: 損害保険会社の取扱う商品が適用される生命保険料控除制度



保険料控除証明書の詳細につきましては、あて名面に記載のお問い合わせ先までお問い合わせいただくか、保険会社ホームページをご覧ください。

<http://web.sompo-japan.jp/ko>



<生命保険料控除の適用限度額>

この控除証明書に適用される制度は、下欄に「○」を表示しています。  
・複数のご契約がある場合の控除額については、保険料控除申告書等の説明をご参照ください。

旧制度・一般生命保険料控除(保険始期が平成23年12月31日以前のご契約)※			
所得税(国税)		個人住民税(地方税)	
払込保険料の合計	控除額	払込保険料の合計	控除額
25,000円まで	控除対象保険料と同額	15,000円まで	控除対象保険料と同額
25,000円超 50,000円まで	控除対象保険料 ×1/2+12,500円	15,000円超 40,000円まで	控除対象保険料 ×1/2+7,500円
50,000円超 100,000円まで	控除対象保険料 ×1/4+25,000円	40,000円超 70,000円まで	控除対象保険料 ×1/4+17,500円
100,000円超	一律50,000円	70,000円超	一律35,000円

新制度・介護医療保険料控除(保険始期が平成24年1月1日以降のご契約)			
所得税(国税)		個人住民税(地方税)	
払込保険料の合計	控除額	払込保険料の合計	控除額
20,000円まで	控除対象保険料と同額	12,000円まで	控除対象保険料と同額
20,000円超 40,000円まで	控除対象保険料 ×1/2+10,000円	12,000円超 32,000円まで	控除対象保険料 ×1/2+6,000円
40,000円超 80,000円まで	控除対象保険料 ×1/4+20,000円	32,000円超 56,000円まで	控除対象保険料 ×1/4+14,000円
80,000円超	一律40,000円	56,000円超	一律28,000円

※平成24年1月1日以降に「新制度・介護医療保険料控除」の対象となる特約の追加等があった場合、契約始期が平成23年12月31日以前であっても、「新制度・介護医療保険料控除」が適用されます。

<生命保険料控除の申告に際してのご注意>

- ・住民税は、確定申告または年末調整に基づき自動的に処理されます。
- ・「受取人」を記載する際には、お手元の保険証券をご確認ください。指定していない場合は「法定相続人」と記入します。
- ・確定申告・年末調整時の申告書の保険会社名称欄に略称を使用する場合は、「損保ジャパン」とご記入ください。

OAWZ